

焼津市社会教育団体認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市地域交流センター条例（令和5年焼津市条例第36号。以下「条例」という。）第9条第4号に規定する社会教育団体（以下「社会教育団体」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 社会教育団体として認定を受けるために必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 公の支配に属しない団体であること。
- (2) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動している団体であること。
- (3) 次の事業又は行為を行わない団体であること。
 - ア 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - イ 特定の政党の利害に関する事業又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為
 - ウ 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為
- (4) 組織及び運営に関し、次の要件を備えている団体であること。
 - ア 団体としての規約を有し、構成員の資格要件及び加入方法、団体の運営方法、役員の選出方法やその役割等が明確であること。
 - イ 団体の構成員が5人以上で、その過半数が市内に在住、在勤又は在学していること。
 - ウ 団体の活動拠点又は主たる事務所が市内にあること。
 - エ 未成年者のみによって構成されている団体については、成人の指導者等がいること。

(認定の申請)

第3条 条例第8条第2号の認定を受けようとする団体は、焼津市社会教育団体認定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体規約（会則）
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿（前条第4号イの要件に該当することが分かる資料）
- (4) 事業計画書及び事業報告書
- (5) 収支予算書及び収支決算書
- (6) その他総会資料等、団体の組織及び活動内容が分かる資料

(社会教育団体の認定)

第4条 委員会は、前条の規定による申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、焼津市社会教育団体として認定し、認定証を交付するものとする。

2 委員会は、審査の結果、申請内容が適当であると認められないときは、その旨及びその理由を申請者に通知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第5条 社会教育団体は、認定の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は認定を受けた目的以外の目的に使用してはならない。

(認定の有効期限)

第6条 認定の有効期限は、認定証の交付の日から5年以内の委員会が定める日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定の有効期限が満了する時点において、第2条に規定する認定要件に変更がなく、かつ、継続して地域交流センターを利用する場合は、当該認定は自動的に更新されるものとする。

(変更・廃止の届出等)

第7条 社会教育団体は、次の各号のいずれかに変更が生じたとき、又は社会教育団体を廃止するときは、焼津市社会教育団体認定事項変更・廃止届出書(第2号様式)を速やかに委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 団体規約(会則)
- (2) 代表者の氏名、所在地、連絡先等
- (3) 事務局の氏名、所在地、連絡先等
- (4) 第2条の認定要件に関わる事項

(認定の取消し等)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を停止し、若しくは制限し、又は認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する認定の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 認定の申請事項等に虚偽の内容が明らかになったとき。
- (4) その他委員会が特に必要と認めたとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、焼津市社会教育団体認定要綱(令和6年4月1日通知。以下「廃止要綱」という。)を廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行の際、廃止要綱の規定に基づき認定を受けた社会教育団体で、認定の有効期限が満了していないものは、この要綱の規定に基づき認定を受けたものとみなす。